

八王子三田会「会則」

(名 称)

1. 本会は、八王子三田会と称する。

(所 在 地)

2. 本会は、主たる事務所を東京都八王子市八日町6-7八王子エルシー内に置く。

(目 的)

3. 本会は、会員相互の親睦を深めること並びに地域社会及び慶応義塾の発展に寄与することを目的とする。

(会 員)

4. 本会の会員は、次のとおりとする。
 - ① 慶応義塾の塾員及び共立薬科大学出身者
 - ② 東京都八王子市及び日野市の出身又は在住若しくは勤務する者
2. 前項①②を有する入会希望者は、所定の入会手続きをした後、本会の会員となることができる。
3. 会員は、会費の納入をしなければならない。
4. 会員が次の各号の一に該当するときは、その会員資格を失う。
 - ① 退会を希望したとき。
 - ② 死亡したとき。ただし、死亡した会員の配偶者は、当該会員資格を承継できる。
 - ③ 2年以上にわたり、年会費を滞納したとき。この場合、本会は、当該者に対して督促を行い、滞納の事情などを確認しなければならない。
 - ④ 退会処分を受けたとき。
5. その他会員に関する事項については、別途「会員規約」に定める。

(機 関)

5. 本会は、役員のほかに関として総会、役員会（事務局）を置く。

(役 員)

6. 本会は、次の役員を置く。
会長、副会長、幹事、会計、監査
2. 必要があるときは、相談役、顧問を置くことができる。

(役員を選任及び任期)

7. 役員は、役員会で推薦された役員候補者が総会の決議によって、その出席会員の過半数をもって選任する。
2. 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(総 会)

8. 定時総会は、毎年1回開催する。臨時総会は、必要あるとき随時開催する。
総会は、本会の最高決定機関とし、役員会においてその開催を決定し、会長が招集する。
2. 総会では、次の事項を決議する。
 - ① 役員を選任
 - ② 会則の変更
 - ③ その他役員会から提案された事項総会の決議は、出席会員の過半数をもって行う。
3. 事業実績及び会計については、総会において報告する。
4. 総会の議事については、事務局が議事録を作成し、主たる事務所に備え置く。

(役員会)

9. 役員会は、必要あるときに会長が招集し、随時開催する。
2. 役員会では次の事項を協議し決定する。
 - ① 役員候補者の選出
 - ② 総会での付議事項
 - ③ その他必要と認められる事項役員会の決議は、役員の過半数が出席し、その過半数でもって行う。
3. 役員会の議事については、事務局が議事録を作成し、主たる事務所に保管する。

(事業及び年度)

- 第10条 本会は、当会則第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
- ① 本部催事、部会催事
 - ② 会員名簿の発行
 - ③ その他必要と認められる行事
2. 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則外規定)

- 第11条 当会則に定めのない事項については、役員会で協議のうえ決定することができる。

- (附則) 昭和55年1月 1日 制定
平成21年7月18日 改定
平成26年7月12日 改定
平成30年7月21日 改定